

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

ふゆみずたんぼを利用した環境と暮らしの再生プロジェクト

2. 地域再生計画の作成主体の名称

大崎市

3. 地域再生計画の区域

大崎市の区域のうち、旧田尻町地区

4. 地域再生計画の目標

(1) 地域の現況

本市は、仙台市の北約40km、大崎平野に位置する古川市・松山町・三本木町・鹿島台町・岩出山町・鳴子町・田尻町の1市6町が平成18年3月31日に合併してできた人口約14万人、面積795.3km²の新しい市である。

大崎市は、西部（旧鳴子町）の山岳地帯を水源する、大きな川が西から東に向けて流れ肥沃に満ちた広大な平野「大崎耕土」として、「ササニシキ」の発祥地として稲作が盛んな地域であり、市の将来像も「大崎豊饒の大地から平成デモクラシーの幕開け」とし、実り多く豊かな地域と位置付けている。

本市の農業算出額は東北地方の市町村の中で最大(272億9,000万円)となるが、昨今の農業を取り巻く状況は厳しく、就業構造の変化や兼業農家の増加に加え、農業従事者の高齢化や後継者不足など、深刻な状況に直面している。農業の生産性の向上や高付加価値化を図るため、優良農地の確保や生産基盤の整備を促進し、併せて、美しい農村景観の保全・復元を進め、魅力ある田園空間の形成に努めているところである。

その取り組みの一環として、本市では、2005年11月に「蕪栗沼及び周辺水田」がラムサール条約に湿地登録される一つの要因となった「ふゆみずたんぼ」に取り組んでいる。

全国的に湿地が減少する中、県内の伊豆沼・内沼とともに、当地が我が国のマガンの主要な越冬地となっている状況は、水鳥の過度の集中化をもたらした。このため伝染病の蔓延や環境悪化がマガン群に悪影響を及ぼすことが危惧された。それに対し、行政、周辺農家、NPOなどの協力・連携により、ねぐらを分散させるため収穫作業の完了した冬期の水田に湛水するという「ふゆみずたんぼ」に取り組んだ。また、この取り組みの中で、実証実験を重ね、たんぼが持つ多面的機能の調査研究

を進めてきたところである。

(2) 地域の課題

冬の田んぼに水を張る（冬期湛水水田）ことで、田んぼは菌類やイトミミズから水鳥まで様々な生き物でにぎわう「オアシス」となる。特に水鳥の糞はリン酸を多く含み、田んぼのよい肥料となるとともに、菌類などの活動も活発になり、稲ワラの分解が進み、春には藻類が大量に発生し、それが肥料になることで田んぼの生きものの循環が活かされる。また、藻類が繁茂することで水田内が遮光され、地表に光が十分に差し込まず雑草の発芽を抑えられる。加えて、環境と共生する水田においては、農薬を散布しないため、ニホンアマガエルなど水田害虫の捕食を行う生きものが増加し、その力によって害虫が抑制される。このような施肥効果、抑草効果及び害虫抑制効果と、それを活用した低コスト栽培に取り組む「ふゆみずたんぼ」は高く評価されることになってきた。

また、この水田で収穫された米は「ふゆみずたんぼ米」として、消費者からも環境に配慮した農薬・化学肥料不使用栽培米として高く評価され、高値で取引されるようになってきた。

しかし、「ふゆみずたんぼ」の水鳥保全効果、生き物を豊かにする効果、有機農法技術としての有効性などは、現段階では全国のどの行政機関・大学・NPO団体等においても十分な研究等が進んでおらず、明らかにされていないのが現状である。

また、これまでは田んぼなどの二次的自然環境に係る生き物調査の役割など十分な理解を得る必要があり、田んぼを活用した教育方法などもこれからの課題となっている。将来的に「ふゆみずたんぼ」を宮城県北部から、全国に展開することを目指していく上で、「ふゆみずたんぼ」を支える自然共生農業をさらに発展させ、それを一般に普及するための支援も必要となっている。

(3) 地域再生の目標

(環境分野)

NPO法人と産学官が連携し、従来の水田の多面的機能に加え、ふゆみずたんぼの果たす役割をより正確なデータを基に、多くの市民に公開し、農業農村の里地里山の環境保全と地域再生の重要性について理解を得る。

また、ふゆみずたんぼを増加させ、取り組み農家を有機栽培へ誘導することで、水田におけるマガンやシギ・チドリなどの渡り鳥の利用頻度が大幅に向上することを目指す。水田を環境利用するという手法により農薬投入量を削減し、害虫を食べるクモ、カエル、ツバメなどを増やす。その結果、飛来する鳥の糞、水田生物等が微生物の働きで肥料となることで、施肥効果が高まる。このような、自然共生農業によって、農村地域全体の自然環境が大幅に向上することを目指す。

(農業分野)

高等教育機関(大学等)との連携による学術的データに基づく「ふゆみずたんぼ」農法の確立とJA等農業者団体、生活協同組合、外食産業とのネットワーク構築により、「安全・安心な農産物を食べたい、作りたい」という消費者、生産者の双方の願いを仲介する企業とともに、新しい流通形態の構築を図る。

また、流通形態の構築によって付加価値が認められやすい環境を構築することで、生産者意欲の向上を図る。

上記の目標達成促進のため、これまで市(旧田尻町)では環境共生型栽培に対して交付金を支払い、農家を支援してきた。今後は、田んぼを活用したグリーンツーリズム・エコツーリズムなどの都市と農村との交流を通じた地域の再生、身近にある田んぼと触れ合うことによる青少年の健全育成を通して農村地域の再生・活性化に貢献する。

【数値目標】

計画満了時における「ふゆみずたんぼ」及びその他波及効果がある取り組みとして以下の目標値を定める。

取り組み内容	現状	計画満了時	増減
①ふゆみずたんぼ実践農家数	10戸	23戸	13戸
②ふゆみずたんぼ実施面積	20 ^{ヘクタール}	60 ^{ヘクタール}	40 ^{ヘクタール}
③産学官連携先数(大学等)	3校	10校	7校
④環境保全型農業取組面積	70 ^{ヘクタール}	150 ^{ヘクタール}	80 ^{ヘクタール}
⑤田んぼの生きもの調査実施農家数	15戸	50戸	35戸
⑥地域内水田での減農薬栽培実施面積 (慣行栽培の5割削減)	400 ^{ヘクタール}	700 ^{ヘクタール}	300 ^{ヘクタール}

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

大崎市(旧田尻町)市民の宝である「蕪栗沼」とその周辺水田で展開されてきた「ふゆみずたんぼ」の取り組みを市民参加型で広く全国へと情報発信するとともに、NPOを中心とした市民活動を中心とした「経済と環境が共鳴する」産学官ネットワークの構築をめざす。「ふゆみずたんぼ」の効能等について調査研究を進め、広く普及を促進し、自然共生型の農業で自立した経営をする農業者の育成を図っていくことが最終目標となる。さらに、食の安全・安心と農村の暮らしなど多面的要素として、生活の中で最も深い関わりのある「水」や「田んぼ」を通じ、行政・農家・地域住民・NPO、大学等と協働しあいながら、農村地域の再生・活性化を図っていく。

5-2 法第4章の特別措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置による取り組み

(支援措置の名称)

・C2001 地域再生に資するNPO等の活動支援

(支援措置の対象とする事業の内容)

「蕪栗沼及び周辺水田」がラムサール条約登録湿地になり、世界から注目される場所となったことを契機に、これまでさまざまな活動をしてきたNPOや地域住民・農家なども自信につながってきている。今後、諸活動を継続的に、さらに発展させていくためには、自然環境と共生した「田んぼ」がもたらす効能を研究し、それを実証することが必要である。特に、湿地と生物との係わりについて着目し地域生態系に「田んぼ」が貢献していることを証明したいと考えている。

具体的な取り組みについて、以下のとおりとする。

① ふゆみずたんぼプロジェクト

- (1) 「ふゆみずたんぼ塾」の設置による地域・全国のふゆみずたんぼ支援の実施。
- (2) 環境配慮型（共生型）農業等技術の普及支援の実施。
- (3) 生物多様性を活かした抑草・害虫制御に関する調査研究の実施。
- (4) 企業のCSR対策との連携事業の実施。
- (5) 大学及びその他試験機関との生物多様性調査と営農に関する連携調査の実施。

② 自然共生農業プロジェクト

- (1) ふゆみずたんぼ以外の有機栽培に関する技術支援の実施。
- (2) 農業経営者のための「営農生きもの調査」、環境教育と食育のための「食育交流生きもの調査」、研究者・機関のための「研究生きもの調査」の支援の実施。
- (3) 地域版環境直接支払い制度の拡充戦略の検討。
- (4) アニマルウエルフェア対策の調査・研究の実施。

③ 食・くらしプロジェクト

- (1) 地域の食文化復活支援の実施。
- (2) 地域の文化活動保全・再生支援の実施。
- (3) 企業連携による民間版環境直接支払い戦略の検討実施。

5-3-2 支援措置によらない独自の取り組み

① 大学等高等教育機関連携事業

東北大学大学院農学部をはじめとする高等教育機関との連携を強化するため、N

PO活動拠点施設に研究者用宿泊休憩所を設置し、長期の調査・研究目的の滞在支援を行い、有能な人材が当該地域を調査・研究のフィールドとすることで、その試験・研究結果等の情報提供をうけ、協働による地域づくりを推進する。

②「農業・環境・食」教育に関する活動

「燕栗沼」をフィールドとして、小中学生を対象に実施してきた環境教育を発展させる形で、「周辺水田」にも目を向け、「田んぼ」を活用した産業としての農業、そこで生産される米、そしてここに係わる生物（動植物）など、エリア全体がどう連携して形成されていくかを子ども達に伝える。

③農村（地域）における環境の担い手育成事業

農業後継者はもとより、他のNPO法人「燕栗ぬまっこくらぶ」と連携し、地域で自然・環境・農業など幅広く調査研究する人材を育成する。特に、地元の農業者の理解のもと新規就農者を支援できるような環境づくりを行う。

6 計画期間

認定の日から平成21年3月末

7 目標の達成に係る評価に関する事項

計画終了後に、大崎市において、4の（3）に示す数値目標等に照らし、状況を調査、評価し、公表していく。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし